第５章　栗東市の対応の経過

第５章については、旧ＲＤ社に係る問題が発生して以降の栗東市の対応経過を記述します。

１　旧ＲＤ社に係る苦情対応

地元住民から、平成元年（1989 年）から平成６年（1994 年）までの間、旧ＲＤ社の廃棄物処理事業に対し、粉塵・ばい塵の飛散、騒音、悪臭および電波障害の苦情があったが、市は産業廃棄物処理施設である旧ＲＤ社に対する指導は県の管轄であるとの判断から、主体的に取り組むことを控えてきた。しかし、住民からの頻発する苦情を受けて市もその対応を改め、平成７年（1995 年）からは市としても県と共に立入調査等の対応を行った。

以下に平成７年（1995 年）以降、市が対応した主な苦情対応を示す。

(1) 平成７年（1995 年）５月 10 日、地元住民から県に対してばい塵の苦情が入り、市も県の現場確認、立入調査に同行する。ばい塵発生の原因としては、バーナーの不完全燃焼の可能性が高いと判断し、調査の上、原因対策を報告するよう指導した。後日、旧ＲＤ社から調査結果と対策について報告書が県に提出された。

(2) 平成７年（1995 年）７月 14 日、地元住民から７月 12 日から同 13 日にかけて著しくばい塵が飛散した苦情があり、県、市で旧ＲＤ社に立入調査を実施した。焼却炉の使用を中止し、至急精密点検を行うよう指示した。同年９月 13 日、旧ＲＤ社から報告書が提出され焼却炉の改善を確認した。

(3) 平成８年（1996 年）５月７日、地元住民から重機の深夜操業について苦情が入り、市単独で現場確認を実施した。深夜作業については同年４月 30 日に発生した火災の後処理作業であり、取り急ぎ実施されたものではあったが、周辺住民の迷惑とならないよう作業することを指導した。

(4) 平成８年（1996 年）６月 12 日、地元事業者からススの様なものの飛散について苦情が入り、県、市で立入調査を実施した。排ガス処理設備の不具合が疑われたことから、その後、旧ＲＤ社から設備の改善計画について報告を受け、早期着工するよう県から指導があった。

以後も、平成 11 年（1999 年）まで粉塵飛散、夜間操業音、悪臭、車両からの廃棄物落下等の苦情通報が度々入り、市単独または県と共同で立入調査等による指導を実施した。

２　硫化水素ガス発生後の対応等

旧ＲＤ社がガス化溶融炉の建設を平成 10 年（1998 年）に計画した後、平成 11 年（1999 年）９月９日に住民団体「栗東町安全な産廃処理を求める会（準備会）」から、市に対し申し入れ書の提出があった。申し入れの内容は、市が旧ＲＤ社との公害防止協定締結に向けて動いている情報を受け、安全の保障がないガス化溶融炉の建設について、住民に十分な説明がないまま、運転を前提とした協定を結ぶことがないよう要請するものであった。

その後、平成 11 年（1999 年）10 月 11 日に住民から旧ＲＤ社における悪臭ガス発生の通報が消防署に入り、市は消防署からの報告を受け、消防署、警察署と共に現地確認を行うこととなった。現地では、処分場境界の排水口から強い悪臭が漂っていることが確認され、消防署が臭気を検知器で測定した。消防署からは、現地に集まった住民の問いかけに対し「メタン系のガス」であるとの回答があり、当日は住民に害を及ぼさないよう、応急的に排水口を封鎖させることとした。

翌日 12 日に県、市、消防署が現地調査にてガスの再調査を行い、排水口において濃度 50ppm を超える硫化水素ガス検出を確認した。

硫化水素ガス発生を受け、平成 11 年（1999 年）10 月 14 日午前に、住民団体「産業廃棄物を考える会」(「栗東町安全な産廃処理を求める会（準備会)」から名称変更、以下「考える会」という。）70 人が町役場に来庁され、緊急措置を要請する申し入れ書が市に提出された。同日午後に、市から県に対し、ガス発生に対する緊急措置を含めた早期対処を要請し、県からは、関係法令に従い適切に産業廃棄物の処理をするよう厳しく指導するとの回答を得た。

以後も、県、市、考える会の三者で要請事項、措置計画について度々協議を重ね、市としても周辺の環境調査等を実施することとなった。また平成 11 年（1999 年）11 月には、考える会と旧ＲＤ社周辺の地元６自治会から結成された合同対策委員会が発足され、同委員会の協力を得ながら平成 12 年（2000 年）２月から平成 13 年（2001 年）７月にかけて、３回の県市共催の住民説明会を開催した。

硫化水素ガス発生後から平成 13 年（2001 年）７月に開催された住民説明会までに係る市等の主な対応概要について、以下に示す。

年月日	概要
平成 11 年（1999 年）10 月 27 日	硫化水素発生排水管の調査を県および事業者が市、考える会立ち会いのもとに実施した結果、排水管の破損があり地中より硫化水素の発生が判明。この日から毎日、検知管による硫化水素を測定する。
平成 11 年（1999 年）11 月４日	悪臭防止法に基づき、市から旧ＲＤ社に対し硫化水素の発生原因の究明およびその対策を実施するよう通告する。
平成 11 年（1999 年）11 月８日	県知事に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、旧ＲＤ社の硫化水素発生の対策および産業廃棄物の適正処理を早期に実施させるよう文書にて要請する。
平成 11 年（1999 年）12 月２日	合同対策委員会が町長への要請のため来庁する。同時に町議会議長にも要請する。 要請内容 住民が操業の安全性に対して納得して同意するまで、滋賀県が旧ＲＤ社に交付している産業廃棄物に関する全ての免許を停止することを、関係機関に働きかけること。
平成 11 年（1999 年）12 月８日	考える会約 60 人が住民署名を添えた要請書をもって、町長および町議会議長への要請のため来庁する。 要請内容 (1) 硫化水素の発生原因を滋賀県と共に調査し明らかにすること。 (2) 埋立地全面にわたる地質、水、ガスの調査を行い、すべての実態を明らかにして対策をたてること。 (3) ガス化溶融炉を安全性が確定されるまで運転させないこと。
平成 11 年（1999 年）12 月 27 日	考える会を中心とする住民が市内をデモ行進され、その後、同会から市に対して「ＲＤエンジニアリングの硫化水素の早期措置と産業廃棄物の違法処理について調査し、それまで全ての操業を停止させよ。」と要求する。

平成 12 年（2000 年） 1 月 20 日	12 月に受理した要請に対する回答・協議のため、市が考える会との住民交渉を実施する。 回答内容 （1）各種調査について県と共に分担して調査を実施している。 （2）ガス化溶融炉の安全性については県議会で県の方針が明らかにされている。使用前検査等安全性を確実に実施されるよう強く県に要望する。
平成 12 年（2000 年） 1 月 28 日	市から旧ＲＤ社に対し、一般廃棄物処分業の自粛を要請する。
平成 12 年（2000 年） 2 月 18 日	県市共催による硫化水素発生原因に係る住民説明会を実施する。 （住民参加　約 300 人）
平成 12 年（2000 年） 2・3 月	県議会議員、町議会議員、国会議員および合同対策委員会代表者が旧ＲＤ社の現地視察を行い、県、市も同行する。
平成 12 年（2000 年） 3 月 1 日	町区長連絡協議会から硫化水素検出に対する対応について要望を受ける。 要望内容 （1）住民の声を受け止め、安心して暮らせる環境を取り戻せるよう、積極的な対応を願う。 （2）住民の不安解消のため、情報の提供と希望地域における説明会の開催を願う。
平成 12 年（2000 年） 3 月 30 日	合同対策委員会から市主催の住民に対する説明会の開催およびガス警報器の設置について要求を受ける。
平成 12 年（2000 年） 4 月 7 日	3 月 30 日に受けた合同対策委員会からの要求に対し、住民説明会を県と連携し開催すること、旧ＲＤ社に対しガス警報器の設置を指導する旨回答する。
平成 12 年（2000 年） 4 月 13 日	市から旧ＲＤ社に対し、硫化水素の警報機器設置による常時監視について要請する。
平成 12 年（2000 年） 4・5 月	県、市、合同対策委員会により住民説明会に向けての事前調整協議を実施する。
平成 12 年（2000 年） 5 月 19 日	県、市合同による旧ＲＤ社に係る住民説明会を実施する。 （住民参加者　約 350 人）
平成 12 年（2000 年） 6 月 28 日	合同対策委員会、市が厚生省へ実情報告を行う。
平成 12 年（2000 年） 7 月 17 日	合同対策委員会から町長に対する公開質問状を受理する。 内容 （1）全国産廃問題市町村連絡会への加盟検討を願う。 （2）町長自身が問題解決に向けて県に働きかけ、また、合同対策委員会との会議の場にも町長が出席してほしい。
平成 12 年（2000 年） 7 月 31 日	町長から合同対策委員会代表に公開質問状の回答を手渡す。 回答内容

	(1) 全国産廃問題市町村連絡会への参画を検討し、解決に向けて取組む。 (2) 合同対策委員会と協議を進め、関係性を密接にして問題を打開していく。
平成 12 年（2000 年） ８月	市による㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（以下、「環境調査委員会」という。）を発足する。
平成 12 年（2000 年） ９月６日	葉山東学区区長・自治会長から町長に対し、ＲＤエンジニアリング早期解決について緊急要望書が提出される。 要望内容 住民の不安をできるだけ早く取除き安全に生活が送れるよう至急対策を講じるよう要望する。
平成 12 年（2000 年） ９月２８日	９月６日の緊急要望書について回答書を提出する。 回答内容 設置した環境調査委員会にて、学識者の学術的意見を踏まえた委員会からの提言を受け、環境調査を実施していく。
平成 13 年（2001 年） ７月	広報りっとうにて、地下水汚染の心配から井戸水の飲用を控えるよう掲載する。
平成 13 年（2001 年） ７月８日	県、市合同による旧ＲＤ社に係る住民説明会を実施する。 （住民参加者　約 350 人）

３　市の調査

市はＲＤ問題が発生して以降、周辺の生活環境に与える影響を調査するために、河川の水質・底質調査、地下水水質調査、経堂池の水質・底質・生物調査、水稲生育調査、ガス調査等を行った。

各調査については、市が設置した環境調査委員会にてその内容、仕様、結果評価等の細部を主体的に検討し、当該環境調査委員会の提言を受けながら、市が行ったものである。なお、環境調査委員会については、次項に記載する。

【経堂池の底泥及び水質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の底質・水質について、公害の未然防止のため水質調査を実施。

実施年月：平成 11 年（1999 年）９・11 月

調査概要：経堂池の底質中の有害物質、ダイオキシン類について溶出試験、含有量試験を実施
経堂池の水質の有害物質、ダイオキシン類について濃度分析を実施

調査結果：底質の溶出試験、含有量試験、及び水質分析についても異常は認められなかった。

【敷地境界での硫化水素濃度確認】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場での硫化水素流出後、周辺環境への影響確認を行う。

実施年月：平成 11 年（1999 年）10 月 27 日から毎日

調査概要：処分場敷地境界付近において市職員がガス検知器により測定。５箇所の定点測定から始め、測定点を追加し計９箇所の定点にて測定を実施。

調査結果：検知管による測定範囲以下であった。

【児童遊園砂場等のダイオキシン類調査】

調査目的：旧ＲＤ社排ガス等に係る周辺影響の確認

実施年月：平成 12 年（2000 年）１月 12 日

調査概要：小野北尾児童遊園土壌、栗東ニューハイツ児童遊園砂場、大宝西保育園砂場の砂等について、ダイオキシン類の調査を行う。

調査結果：いずれの地点においても環境基準を十分に満足するものであった。

【地下水水質調査】

調査目的：処分場内廃棄物による周辺地下水への汚染の有無、並びに汚染状況の確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）１・４月、平成 13 年（2001 年）６月から平成 20 年までの間、２・３箇月に１回実施

調査概要：市・県が掘削した観測井、周辺農業用井戸について定期的に採水、分析を実施した。

調査項目　ｐＨ、電気伝導度、ＣＯＤ、臭気、ひ素、ベンゼン、水銀、ほう素、ふっ素、鉛、ダイオキシン類等

調査結果：継続調査の結果、処分場からの影響により地下水が汚染されていることが判明した。何層もある地下水が流れる地層の内、第２帯水層に処分場廃棄物から金属、塩類、有機物等が地下水に溶け込んでいることがわかった。地下水下流部（処分場北西）の一部の観測地点において、総水銀、ひ素、ほう素、ふっ素、鉛、ＣＯＤ、シス-１．２ジクロロエチレンが環境基準を超過する結果となり、特に総水銀については、著しく高い値を示した地点があった。ダイオキシン類は環境基準値以下ではあるが、一部検出された。また、環境ホルモンの一種と疑われているビスフェノールＡについて、環境基準が設定されていないものの一部で検出された。

【周辺における松枯れ状況調査】

調査目的：旧ＲＤ社周辺における松枯れについて、同社の影響によるものか確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）２月

調査概要：旧ＲＤ社周辺の松材と金勝地域の松材について、松枯れの要因となるマツノザイ線虫の数について比較する。

調査結果：旧ＲＤ社周辺の松材と金勝地域の松材のいずれにも、数量の差異はあるがマツノザイ線虫が確認された。

【経堂池・三ツ池水質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の水質について、公害の未然防止のため、また三ツ池については農業用水の適否を調べるため水質調査を実施。

実施年月：平成 12 年（2000 年）３月、平成 15 年（2003 年）２月、平成 16 年度（2004 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までは年１回実施

調査概要：以下の水質検査を実施。

経堂池…ダイオキシン類、環境基準項目、生活環境項目
三ツ池…生活環境項目

調査結果：経堂池についてはＣＯＤ、全窒素が、三ツ池については全窒素が農業用水基準を超過することがあったが、その他の項目については農業用水基準を満足していた。

【水稲生育および玄米含有物質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の用水による水稲栽培により、水稲の生育と玄米中の有害物質の有無による汚染状況を調査することを目的とした。

実施年月：平成 12 年（2000 年）６月、平成 12 年（2000 年）10 月

調査概要：経堂池からの用水による水稲の生育調査を実施し、これに対する比較として三ツ池からの用水による水稲の生育調査を実施した。実施条件として、それぞれの水田における面積、苗、肥料、耕作者は同一とし、用水のみ異なることを設定した。また、玄米中の有害物質の含有調査を、前述の両水田における試料と、比較田として十里地先水田における試料について実施した。

調査結果：経堂池からの用水による圃場および比較対象圃場ともに水稲生育、玄米含有物質のいずれも異常は認められなかった。

【野外環境汚染状況確認調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場周辺の自然環境調査を行い処分場からの流出水、周辺の表流水、生物等の異常存否の現状確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）11 月～平成 13 年（2001 年）３月

調査概要：処分場周辺での水質調査、臭気調査、樹木調査を実施

調査結果：処分場からの流出水、周辺表流水において、著しく高い電気伝導度を示す箇所があることが確認できた。臭気については、処分場からの一部排水管にて弱い腐敗性臭気が確認されたが、その他の場所では感知されなかった。樹木の枯死・衰退状況は処分場近傍、離れた箇所での松枯れ率を比較したが、大きな差はなかった。
汚染状況の結論付けが困難なことから、水質における電気伝導度の高い箇所について引き続き調査を実施することとなる。

【経堂池水生底生生物調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場およびその周辺地域からの表流水および排水などが流入する経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・各個体数等を測定し、その結果にから経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

実施年月：１回目　平成 12 年（2000 年）11 月～平成 13 年（2001 年）３月
２回目　平成 13 年（2001 年）９月～平成 14 年（2002 年）３月

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：池の底質に含まれる人工物の量が、池が外部から受ける影響の度合いの指標になり得る可能性が示された。

経堂池上流の２地点では、中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる状態にあると推定された。これらの地点の池底質、あるいは水中の生物相に影響を与える何らかの要因が作用している可能性が高いことが確認できた。
この影響は、池の水位が高い状態ほど顕著化する可能性が高いと推定された。

【排水管水質調査】
調査目的：処分場外に排出される排水管について水質調査を実施し、汚染の有無を調査する。
実施年月：平成 12 年（2000 年）12 月
調査概要：以下の水質調査を実施。
人の健康の保護に関する環境基準に定める項目から 23 項目、滋賀県公害防止条例に掲げる項目から 5 項目、及びダイオキシン類
調査結果：一部の排水管水質において、ＣＯＤ、ヒ素の値が基準値を超過。ｐＨと電気伝導度が高い地点が 1 か所あり。

【周辺住民生活影響調査】
調査目的：旧ＲＤ社最終処分場を原因とした、周辺住民の生活への影響を把握することを目的とする。
実施年月：平成 13 年（2001 年）８月
調査概要：北尾団地・中浮気団地・北の山の世帯と事業所を対象とし、出会うことができた方から質問紙法により調査を実施。うち 99 世帯・事業所から回答を得る。
調査結果：物理的被害…ばい煙・臭気による被害は平成３年頃から発生しており、特に平成７年頃に黒い粘着質の灰が降るという大きな被害が発生していたことがわかった。
どの地区も共通して半数以上の方が「臭った」と回答している。
騒音については、平成７年からひどく、深夜に重機が稼動する音に悩まされたという声が多かった。また平成７年頃から、自宅や近隣で動植物や水の異常が見られたと指摘する声もあった。
社会的被害…自宅に客を招けない。住所を言いにくい。他人からいろいろ中傷されるなどの声が聞かれた。
問題解決への対応をめぐる住民間の意見対立、家族内部での意見対立など、この問題によって人間関係上の支障があったとする回答がどの地区からも聞かれた。
精神的被害…臭いに敏感になる。窓を開け放しにできない。神経がピリピリしているなど精神的苦痛を指摘する声が焼却施設の運転停止後にもかかわらず多く聞かれた。
身体的異常…直近の地区では、処分場が原因と思われる身体的な異常を訴える率がかなり高いことがわかった。
対策要望　…有害埋め立て物の撤去、地下水調査や排水調査の継続を求める声が多くあった。県が提案した「埋め立てられた物はそのままで硫化水素の発生を押

さえるために覆土する」案は、周辺住民からはほとんど支持が得られなかった。

その他　…これらの他に自由回答の意見として、旧ＲＤ社に対する批判、市や県の責任を指摘する声、生活や健康、将来へ不安を訴える声が多く聞かれた。

【周辺地質調査】

調査目的：地下水の流動する帯水層の特徴と形状を明らかにし、地下における地下水の挙動と周辺の自然環境への影響を解析する基盤として不可欠な地質状況を明らかにすることを目的とする。

実施年月：平成 14 年（2002 年）２月～平成 15 年（2003 年）２月

調査概要：滋賀県工業技術センター敷地内（上砥山地先）に、深度 135ｍまでの機械によるボーリング作業を行い、土質標本を採取。採取した試料を基に、当該地での地質状況を調査する。

調査結果：調査により地質図を作成。処分場の地下には、５層の地下水が流れる地層（帯水層）があり、廃棄物の下底が達している帯水層が判明した。

【周辺ガス調査】

調査目的：大気汚染防止法における有害大気汚染物質に関して、硫化水素および環境基準が設定されている４種のガスについて、ＲＤ最終処分場周辺の現状を調査することを目的とする。

実施年月：平成 14 年（2002 年）７月、８月

調査概要：発生源（処理前、処理後）、処分場敷地境界（風上、風下）、および周辺地域である北尾団地、北の山、中浮気団地における大気ガスを吸引し、硫化水素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの４種について大気中濃度を測定する。

調査結果：周辺地域およびＲＤ処分場内のガス濃度は国の環境基準に比べて特に高濃度ではなかったが、処分場地下には、大気の環境基準に比べ高濃度のベンゼン、塩化水素が存在していることが判明した。

【住民健康診断および処分場周辺住民健康調査】

調査目的：健康不安を訴えられた方がいたことから、不安を解消する目的のため、市の判断で行なったもの。

実施年月：平成 14 年（2002 年）12 月、平成 15 年（2003 年）８月

調査概要：健康診断…対象となる方の血液中または尿中における、鉛、カドミウム、マンガン、ダイオキシン類の濃度を測定する。

健康調査…処分場周辺３地区の住民を対象に健康への影響および生活への影響をアンケート形式で調査する。

調査結果：周辺住宅地の住民を対象に行った健康診断結果から、血液中または尿中おける人の健康に対して有害金属とされる鉛、カドミウム、およびマンガンについて、すべて許容される範囲内であり、健康への影響は認められなかった。また血液中のダイオキシン類の測

定結果からやや高い濃度で検出された方が１名いたが、ただちに健康に影響が認められるレベルではなかった。
アンケートによる健康調査では、周辺３地区とも高い割合で身体の異常を訴える結果となり、対象群と比べてかなり高い有意差があることがわかった。

【下流域地下水調査】
調査目的：市観測井の一部において総水銀が検出されたことから、下流域の既設井戸について状況を確認する。
実施年月：平成 15 年（2003 年）８月から平成 24 年度（2012 年度）まで年１回
調査概要：下流域８箇所の既設井戸について、総水銀、ｐＨ、電気伝導度、ＣＯＤ、浮遊物質量、ひ素について調査。
調査結果：各井戸において総水銀は検出されなかった。その他の項目は、一部の井戸において電気伝導度が農業用水基準を超えることがあり、また、平成 19 年度（2007 年度）、平成 20 年度（2008 年度）の調査において、１箇所の農業用井戸で環境基準を超えるひ素が検出された。しかし、ひ素の値は農業用水基準以下であり、その井戸周辺の家庭用井戸を調査した結果、異常はなかった。

【旧鴨ヶ池付近の土壌中ガス調査】
調査目的：処分場敷地内（旧鴨ヶ池付近）における土壌中ガスの状況を把握する。
実施年月：平成 16 年（2004 年）６月
調査概要：対象地の合計６箇所において、６～８ｍの深さのボーリングを行い、ガス調査を実施。
調査結果：多くの種類の揮発性有機化合物が含まれていることが判明し、特にトルエン、ベンゼンが大気環境基準並びに土壌汚染対策法の基準などを参考にすると高い数値を示した。

４　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（平成 12 年（2000 年）８月～平成 21 年（2009 年）１月）

(1) 環境調査委員会の概要

市は、旧ＲＤ社最終処分場内の汚染物調査と除去を求める住民の要請および住民の生活と安全を守る観点から、旧ＲＤ社最終処分場周辺の調査を実施し、その結果を検討し必要な措置に関する調査検討機関として、学識経験者、住民の代表、市が必要と認める者で構成した環境調査委員会を設置した。なお、環境調査委員会は、合同対策委員会から市に対して設置に係る要望があり、内容、人選について市と同委員会が協議を重ねた上で設置に至った。

【環境調査委員会の概要】

目　　的	市が実施する旧ＲＤ社最終処分場周辺の調査内容を提案し、調査結果を基に必要な措置について調査検討する。
設置時期	平成 12 年（2000 年）８月から平成 21 年（2009 年）１月まで（49 回開催）
組　　織	委員 15 名以内（学識経験を有する者、住民を代表する者、町長が必要と認める者）

【委員名簿】（設置当時のもの）

役職	氏名	職名等	専門部会員
委員長	早川　洋行	産廃処理問題合同対策委員会	
副委員長	小林　圭介	滋賀文化短期大学教授	○
委員	山田　淳	立命館大学理工学部教授	○座長
	横山　卓雄	同志社大学理工学研究所教授	○座長職務代理者
	関口　鉄夫	㈶日本農村医学研究所客員研究員	○
	河合　利夫	住民代表	
	社納　潔	住民代表	
	仁科　喜三郎	住民代表	
	松井　尚之	住民代表	
	宮原　俊夫	住民代表	
	太田　敏夫	産廃処理問題合同対策委員会	
	中井　美雄	産廃処理問題合同対策委員会	
	和田　守	産廃処理問題合同対策委員会	
	山口　弘幸	産廃処理問題合同対策委員会	
	高谷　清	産廃処理問題合同対策委員会	

住民代表については、区長連絡協議会役員会にて委員選出後、第２回目から参加。

● 専門部会（学識経験を有する者および必要により委員長が認めた専門知識を有する者）
環境調査委員会で環境調査等を検討していく上で、学術的、専門的な調査の骨子を作成する。

環境調査委員会の委員は任期を２年と定めるが、再任することができるものとした。環境調査委員会を全 49 回、専門部会を全５回開催した間に、上記の設置当時の方を含め合計 25 名の方々に委員として参加いただいた。

(2) 環境調査委員会の活動

環境調査委員会は、平成 12 年（2000 年）８月から平成 21 年（2009 年）１月までに全 49 回開催され、市が行う各種環境調査について、その方針、内容、結果に基づく評価を実施し、住民の生活と安全を守るために必要な措置を検討した。これと並行して環境調査委員会での学術的、専門的な調査を行うため、専門部会を設置した。専門部会は、平成 12 年（2000 年）10 月から平成 13 年（2001 年）11 月までに全５回開催され、環境調査の専門的な検討を行った上で、その検討結果を環境調査委員会に報告している。

環境調査委員会の検討内容については、市広報誌である「広報りっとう」に開催の都度掲載し、広く市民に周知を行った。

また、環境調査委員会は委員会の活動等を体系的にとりまとめ、平成 15 年（2003 年）７月１日と平成 18 年（2006 年）８月１日に広報誌を２回発行し、市内各戸に配布した。この広報誌配布と併せて、住民説明会を平成 15 年（2003 年）７月 26 日と平成 18 年（2006 年）８月 19 日の２回開催し、説明会開催日までの経過報告と質疑応答を実施し、市外からの参加者を含め多くの方々が参加した。

環境調査委員会広報誌および住民説明会

広報誌1回目　平成15年（2003年）7月1日発行

記載内容　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に関する経過報告

ア　処分場内ガス調査とその結果について

イ　地下水の調査でわかったこと

ウ　自然環境への影響調査

エ　生活影響調査

オ　問題発生からの経過と今後の対策に向けて

住民説明会1回目　平成15年（2003年）7月26日開催　131人参加

【説明会での主な質疑、意見（⇒回答)】

①150種類のガスが出ているようだが、それぞれが環境基準以下であっても150種類が重なった場合、身体に影響があるのではないか。

⇒少量であっても多数のガスが存在している場合は人体に影響がある。特にベンゼンに関しては有害であり、高濃度で発生している。薄まって微量であっても多種類で長時間さらされた場合は、人体にどういう影響があるかは現在わからない。

②経堂池から流れる水は農業用水として安全だろうか。

⇒経堂池には処分場からの水が現在流れこんでおり、農業用水に利用されている。処分場に排水処理施設を作ったが、農業用水の利用者から排水処理施設からの処理水を池に流してほしくないとの意見があり、現状は施設稼働していない。環境調査委員会としては、排水処理施設を稼働した方が水質改善されることから、一日も早く稼働させたいと考えている。

池の上流に流れ込む水は生物に悪影響を及ぼしているが、池から流れ出す下流側の水は稲に特に影響を与えるレベルではない。

③市の水稲調査で玄米中の有害物は認められないという結果であった。しかし、農業用水では基準をオーバーしている項目がある。1回きりの調査で安全宣言をされても地元の農家は納得していない。改めてしっかりと調査を願いたい。

⇒調査を行うことはできるが、問題は対策をとらなければ調査をやっても意味がない。早めの対策をとるのが大事であり、水処理施設を作って経堂池に流れる前に浄化する対策を打ったが、経堂池に処理水を流すことに地元から反対がある。水の安全性を考えるのであれば一日も早く、水処理施設を稼働させていただきたい。

④最近の異常気象での大雨や、大きな地震発生の可能性が高いとされている中、大雨での地滑りや地震で地割れがあった場合、地中のガスが一度に地上に出て人体に影響を及ぼす可能性があると思う。そのことを考えると、処分場内の全てを取り除くことが一番の解決策と思うが、それは可能か不可能か、また、可能であれば費用は幾らぐらいかかるのか。

⇒大災害で大雨が降った場合どうなるかについては、基本的にわからない。また、処分場内の全てを取り除く場合、少なくとも100億円、もしかしたら1000億円の資金確保ならびに受入先が確保できれば可能と考える。

⑤地下水汚染が浸透している。飲料水として７割近くを地下水源に頼っている水道事業者である市長の対応が甘いのではないか。ＲＤ社に出した改善命令だけで十分なのか。

⇒このような問題は改善命令が出て、それをやれば良いという問題ではない。当然、地下水が

奇麗になり、自然環境が元に戻ったという確認が取れて初めて対策が打てたということになる。改善命令が第一歩と考えている。

水道水源に対しては、水道法において年１回の水質検査が義務付けられているところ、安心して水道水を利用いただくために年２回の検査を行っている。更により良い水道水の指標となる項目についても、追加検査を実施している。水道水源については安全でおいしい水を供給するために水質には万全を期しているため安心して飲んでいただきたい。

広報誌２回目　平成 18 年（2006 年）８月１日発行

記載内容　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に関する経過報告

ア　前回説明会からの経過報告

イ　ＲＤ処分場の現状について

ウ　地下水汚染について

エ　今後の展望とまとめ

住民説明会２回目　平成 18 年（2006 年）８月 19 日開催　93 人参加（市外の方含む）

【説明会での主な質疑、意見（⇒回答)】

①問題の対策としては浸出水の処理や地下水の浄化が最優先のように提案されているが、まずは有害物の撤去を進めるべきではないか。

⇒前例の豊島などを参考にすると、ごみの搬出、水処理、雨水対策なども同時にやっている。環境調査委員会としても、有害物撤去と同時に他の対策を行っていかなければならないと思っている。

②国会議員が環境大臣にＲＤ問題について質問され、環境大臣は住民が安心安全で一日も早く解決する必要があることから、国は県に対して指導の強化を行うと言っていたが、県や市の対応が生ぬるいと思う。

⇒県は硫化水素問題調査委員会を立ち上げ、覆土案を住民側に提示し、地下水に対しては総じて問題なしと報告した。これに対し、市は自分達で調査をすべく環境調査委員会を立ち上げて調査を行った。但し、市には処分場内の立入権限がないことから、周辺の調査しかできない中でやるべき調査は行ってきた。我々は、当事者から多少距離があり、そこが難しいところであることをご理解いただきたい。

③ＲＤ処分場には有害物が埋められているにも関わらず、問題発生から７年が経過しようとしている。直接責任を負う立場にある県は根本的な対策について手を付けていないことが、住民の苛立ちであると考える。処分場の有害物を段階的に撤去していくことが恒久対策になると考えるが、全面解決に向け良い対策を進めていただきたい。

⇒今後の対策については、議論をお聞きした上で改めて総括的に返答したい。

④浄水場の近くで電気伝導率が高くなっていると聞き、危機感を感じ飲み水が汚染されているのではないかと心配している。是非、有害物の段階的除去を要望する。地下水への影響をなくす方法で考えていただきたい。

⇒地下水への健康不安として、現在、市の上水道については有害物が検出している状況ではない。一定で推移しているが、健康を予防するためには有害物質の除去が必要と考える。

解決する方法としては、有害物質を全部撤去できれば解決できると思うが、そのためには有

害物質が何処にどれだけあるか推定しなければならない。

⑤問題発生から７年になるが、いまだ汚染がくい止められていない状況であるので、県と市で意見や調査結果をすり合わせて協議願いたい。また、塩類の電気伝導度の汚染拡大、環境ホルモンであるビスフェノールＡに関し、下流域の農業用井戸等でどの程度調べられているのか。総水銀の発生源調査について今後どのようにされる予定か。

⇒ビスフェノールＡについては、下流域農業用井戸等で調査は行っていない。調査項目としては水銀とダイオキシン類、その他の物質である。総水銀が市の観測井で出ており、処分場周縁内外でもいくつか確認しているが、原因物質がここだと断定には至っていない。

県と市の関係については、現在、県・市連絡協議会の中で調査データのすり合わせや対策・調査等について協議し連携を図っている。

対策案に関しては環境調査委員会でも十分な議論はできていない。大きな問題は二つあり、一つは資金の段取りであり、もう一つは地域住民の合意である。

県が旧ＲＤ社に対する対策工案の計画段階に入ると、環境調査委員会から滋賀県知事および県のＲＤ最終処分場問題対策委員会に対し、対策工内容に係る要望・要請を行った。環境調査委員会としては、基本的には処分場内の廃棄物全面撤去を希望するが、仮に全面撤去が行われない場合についても、有害物の全量撤去および廃棄物と接している地下水帯水層を粘土で修復することを要請する内容である。また、同内容について県知事への要請が実現するために、市も努力するよう市長に対しても要望書が提出された。

県の対策工案について、環境調査委員会としてのこれまでの議論の検討を行い、「①有害物を撤去する。②廃棄物の底面で地下水帯水層に接している部分は粘土層で修復する。③処分場内に有害物が残されることは、将来汚染が拡散する恐れがあり、住民の安心・安全を保障するため、継続的に監視すること。」と集約され、平成 21 年（2009 年）１月 23 日にＲＤ最終処分場問題についての報告書（答申）として環境調査委員会から市長に提出された。

(3) 環境調査委員会の終了

市は、県が実施しようとする対策工案（よりよい原位置浄化策）を特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、ＲＤ問題の早期解決、市民の安心安全の確保を最優先することが先決とした総合的見地から、同意をやむを得ないと判断し、市議会の議決を得た。

以後は、県が設置を予定している有害物調査検討委員会等により各議論をされたいとして、平成 20 年度（2008 年度）をもって環境調査委員会を終了することとした。

５　栗東市議会　産業廃棄物最終処分場対策特別委員会

旧ＲＤ社の廃棄物処理運営について、周辺住民からの同社に対する不信感や住環境に対する不安が広がる中、ガス化溶融炉の建設計画が平成 10 年（1998 年）に示された。それ以降、市議会では平成 11 年（1999 年）９月定例会から、旧ＲＤ社に係る多くの一般質問がなされるようになった。周辺住民に十分な説明がないままでのガス化溶融炉建設を前に、市が旧ＲＤ社との公害防止協定締結に向けて動いていたことに始まり、周辺住民の考え方と市の動きがかみ合わないことにより、住民の不安が募ったこと等への指摘・意見、旧ＲＤ問題解決への市の考え方等様々な内容での質問であった。これら

の質問を受け、市は、環境調査委員会での検討内容、各調査結果を踏まえ、対策の進捗状況等を随時報告した。

平成18年（2006年）９月25日、市議会において産業廃棄物最終処分場特別委員会が設置され、旧ＲＤ問題の早期解決に向けた対策について審査が行われることとなった。当該特別委員会は、対策の進捗状況、県・市の連携等について審査を継続し、２次対策工事が施工されるに至った後、特別委員会としての一定の役割を果たせたことから、平成27年（2015年）３月３日に終結した。後の対策等の進捗については、市議会環境建設常任委員会にて審査することとなる。

６　滋賀県知事への要請・要望

市は旧ＲＤ社での硫化水素発生以降、周辺住民の不安払拭を求め、県に対し同社への指導について随時要請・要望を行った。また、環境調査委員会での検討結果を踏まえ、周辺環境への汚染防止、問題解決への調査等対策の実施についての要請を行ってきた。

県に対する要請等の各概要については、以下のとおりである。

日付：平成11年（1999年）11月８日
件名：硫化水素発生に係る処理場への早期適正指導について（要請）
内容：平成11年（1999年）10月11日に処分場から硫化水素が発生したことに関し、早期原因究明とその対策が講じられるようＲＤ社に対する指導要請

日付：平成12年（2000年）12月６日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場環境調査委員会への出席と処分場内ガス成分分析調査の実施について（依頼）
内容：処分場内ガス成分分析調査に係る依頼項目
Ⅰ．定性分析
①ボーリングによる吸引作業実施地点（３地点）における原ガス調査の実施
②測定方法は、ガスクロマトグラフ質量分析方法にて行うこと
③ガス圧（ガス量）について調査の実施
Ⅱ．定量分析
・定性分析に基づいて調査項目の定量分析の実施

日付：平成12年（2000年）12月22日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング廃棄物処理施設（ガス化溶融炉）の安全性確保について（要請）
内容：ＲＤ社が建設中の廃棄物処理施設（ガス化溶融炉）について、法律に基づく使用前検査が予定されているが、ガス化溶融炉の安全性の確保を徹底されるよう強く要請

日付：平成13年（2001年）６月８日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場内におけるガス定量分析について（要請）
内容：処分場内のガス定量分析を実施するよう要請
分析要請項目　平成13年（2001年）５月16日付け、滋廃第526号の分析結果で「存在が確認された物質（27種）」のうち、ＰＲＴＲ法における第１種指定物質11種類

日付：平成 13 年（2001 年）８月 24 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分業及び収集運搬業許可について （要請）
内容：ＲＤ社の処分業及び収集運搬業許可が９月６日で期限を迎え、当該業の更新申請が予想されるが、更新申請があった場合は、的確に且つ継続して行いうるものであることを厳正に審査されるよう要請

日付：平成 13 年（2001 年）10 月 16 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に関する地下水対策および排水処理対策の実施について（要請）
内容：環境調査委員会において地下水が廃棄物からの影響を受けていると結論が出されたことから、処分場汚水の流出防止および地下水への影響排除対策を早期に実施するよう要請

日付：平成 14 年（2002 年）３月 29 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に関するガス対策の実施について（要請）
内容：環境調査委員会の結果を踏まえ、処分場からのガス発生防止およびガス対策について、さらなる取組を行うよう要請お盆

日付：平成 14 年（2002 年）12 月 26 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリングへの改善命令の早期履行について（要請）
内容：県からの改善命令について、「沈砂池及び水処理施設の設置」以外の改善命令事項の早期履行に関し、ＲＤ社に対する指導の徹底についての要請

日付：平成 15 年（2003 年）６月６日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に存する焼却炉の撤去指導について（要請）
内容：ＲＤ社に対し、周辺住民の不安が一日でも早く払拭されるよう、滋賀県より処分場に存する焼却炉が早期に撤去されるよう指導要請

日付：平成 15 年（2003 年）10 月 14 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決に向けて（要請）
内容：①北尾側環境改善工事に関し、配慮されたい事項の要請
②市が実施する各種調査等について、県の協力要請と事業者指導の実施
③県が実施する各種調査に関し、県民が疑惑を抱くことのないよう実施されることの要請

日付：平成 15 年（2003 年）11 月 26 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決に向けて（要請）
内容：北尾側環境改善工事に関する安全対策や監視体制等に関する協議を要請

日付：平成 16 年（2004 年）９月２日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）

内容：地下水を汲み上げ処理するなどの対策が必要であり、改善命令の早期完全履行の必要性と滋賀県が予定している調査（場内ボーリング調査）に関し、市と十分な協議調整が図られるよう要請

日付：平成 17 年（2005 年）４月 22 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決について（要請）
内容：地下水汚染防止対策工事に関する地下水の安全検証と新規改善策の確立等について
改善計画の見直し事項として、薬液注入による凝固壁の遮水効果の確認及び下流地下水の改善効果確認方法や、現穴から汲み上げが予定されている排水の水処理施設の本格稼働、場内で実施計画中のコアボーリング調査の早期実施とその手法等を検討のうえ、安定型産業廃棄物最終処理場として適切な改善計画となるようＲＤ社に指示し、新規改善策を提示するよう要請

日付：平成 17 年（2005 年）10 月 27 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決について（要請）
内容：９月 30 日の坪堀調査において許可品目以外のドラム缶が確認されたことを受けて、場内の調査と撤去等適切な措置が講じられ、分析結果により有害物質が検出された場合は、その全容を解明され、適切な措置が早期に講じるよう要請
また、処分場近接井戸で水銀が基準を超えて検出され、当該処分場の影響であると考えられることから、状況を十分に踏まえ早期に対処することを依頼。

日付：平成 20 年（2008 年）６月 30 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場対策について（要請）
内容：対策委員会報告（答申）の対策工実施の基本方針に基づき、地域住民との連携および合意と納得を原則に市民への説明を行い、住民の意見を尊重した対策工案を策定し早期に実施されるよう要請

日付：平成 21 年（2009 年）１月 16 日
件名：産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）
内容：処分場の対策にあたっては、周辺住民の合意と納得をすべての大原則とする対策工実施の基本方針に基づき、市民の安全・安心が図れる対策を一日も早く実施するよう要請
また、下記事項について文書の回答を求める。
①周辺７自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい
②全量撤去案（Ａ２）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい
③処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい
④有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい
⑤汚染土壌や違法廃棄物の撤去方法について具体的に示されたい
⑥処分場取得の時期と範囲、および跡地活用について明確に示されたい

⑦焼却炉の撤去方法および時期について具体的に示されたい
⑧処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい
⑨対策工事中および産廃特措法終了後の監視体制を示されたい
⑩対策エ実施時の周辺環境対策について具体的に示されたい
⑪遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい
⑫産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい
⑬市民説明会の開催時期を示されたい

県からの回答内容（平成 21 年（2009 年）1 月 21 日回答）については、本アーカイブ（総括編）第３章　県の対応の経過、２「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまでに記載。

日付：平成 21 年（2009 年）２月 19 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）
内容：地元住民の意向を十分に尊重され、自らが掲げられた「対策エ実施の基本方針」に基づき、周辺７自治会の合意と納得を大前提に住民の安心安全が図れる対策を早急に講じるとともに、下記事項について誠心誠意取り組まれるよう要請
①住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと
②住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
③対策エを安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
④対策エ実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
⑤行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
⑥処分場への早期安定化への取リ組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

日付：平成 21 年（2009 年）４月 24 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）
内容：周辺自治会の合意と納得を基本に、解決のための本格的な対策工を早期に決定、取り組まれるよう改めて強く要請

日付：平成 23 年（2011 年）12 月５日
件名：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業に対する意見について（意見）
内容：対策工事（一次対策工）に係る実施計画を定めるにあたり県からの市に対する意見照会に対する回答
①対策工実施については、ＲＤ問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
②住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の恒久対策を早急且つ確実に実施すること。
③旧ＲＤ最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。

日付：平成 24 年（2012 年）11 月 27 日
件名：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業に対する意見について（意見）
内容：二次対策工事の基本方針が決定し、実施計画を二次対策工事の内容等を付加する変更案に対する県からの意見照会についての回答
①対策工実施については、旧ＲＤ最終処分場周辺自治会との協定書および確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること
②住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の対策を確実に実施すること
③旧ＲＤ最終処分場跡地の利用に関しては、市および周辺自治会等と協議すること

7　地元および県との関係性

基礎自治体である市は住民に一番身近な行政である。それゆえ市は、基本的方針として地元住民に寄り添って、RD問題の解決に向けて県との連携を進めてきた。しかしRD問題は、長い協議と対策を必要とするものとなった。この間、市としては、解決に向けた主体的努力を惜しむものではなかったものの、いくつかの反省点を残す結果となった。

市は、県に先駆けて地元住民および地元以外の栗東市民が委員を務める環境調査委員会を立ち上げ、問題に関する議論を進めてきた。この環境調査委員会は、単なる学識経験者だけの専門的な組織ではなく、市民参画組織だった。それゆえ、科学的な議論にとどまらず、市民の意見が直接行政に届く場となった。また、市広報誌などを通じて環境調査委員会の開催状況を積極的に発信した結果、環境調査委員会の仕事内容や旧処分場の現状を市民全体に詳細に伝達することができた。環境調査委員会は、各種調査を行って環境汚染の状況を明らかにしたほか、必要な措置や対策についての協議が行われ、県の調査内容に対して反論や異論あるいは代替案を提示する場ともなった。

対策工事の検討において、市は当初、地元住民が求める廃棄物の全量撤去案を望んでいた。しかし、県が原位置浄化策を採用する方針を打ち出したこと、地元住民の同意を得て対策工事を実施するという当初の方針があったものの地元合意に難航することとなり、知事が記者会見において「栗東市の意見も大変重要だと思っている。」と表明したことにより、市としては、地元住民の意向と県の方針のいずれをとるかの決断を迫られる事態に至った。そこで、臨時市議会が開催され、費用や工期を含めた総合的な判断により、現実的かつ効果的とされた原位置浄化策を採用することが決定された。この過程において、市は地元住民と県との間で板挟み状態に陥り、苦渋の決断をすることとなった。

こうした対応を迫られた要因の一つは、市は廃棄物処理法上、旧RD社への行政処分や行政代執行を市自身で行う権限を有していなかったことにある。このことが足かせになって、問題発生当初、ばい煙等への苦情や旧RD社の不適正処理への対応について、市が主体的に動くことはなかった。市は問題を注視し、住民に助言する対応を行い、県に対する要望等の形で住民の声を県に届けるよう努めてきたが、それだけでは問題が解決しないばかりか、これまでにない住民運動が起こる事態を招いてしまった。

住民に最も近い立場の自治体として、市は問題発生の初期段階から、もっと住民の声を真摯に受け止め、地元住民との連携を深め、主体的に旧処分場の実態を把握し、県への要望を実現させる強い努力を重ねるべきであったとの反省が残った。